破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１３号
宮城県大崎市三本木字南町９番地
債務者　熊谷　雅大
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
福島県いわき市内郷高野町中倉85番地の27
債務者　高木　　忠
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　一将
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第６４号
岡山市南区芳泉２丁目17番35号　エメラルドマンション芳泉204
債務者　福田　眞一
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６９号
京都府向日市寺戸町二枚田21番地の13
債務者　加藤　雄史
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９１号
盛岡市西下台町９番41号　ジュウェル西下台Ｂ―122号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第６地割118番地31
債務者　阿部　隆寛（旧姓安ヶ平）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４４号
青森市中央４丁目２番９号　グランバリエ中央102号
債務者　康永雪枝こと　康　　幸淑
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６７号
埼玉県三郷市中央３丁目20番地７　サニーライフ三郷中央、旧住所埼玉県三郷市早稲田３丁目20番地３号棟101号
債務者　横山　昌子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
金沢市辰巳町７の279番地
債務者　辰田億二郎
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩野美穂子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５４７号
横浜市保土ケ谷区仏向町1070番地16
債務者　山中　鉄尋
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５６号
千葉県八街市文違301番地3924
債務者　原島　英次
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３７６号
秋田県秋田市楢山南中町６番10号、申立時の住所東京都狛江市岩戸北３丁目19番６―310号
債務者　妹尾　隆司
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　準子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月19日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２６号
東京都八王子市横川町1073番地２クレメントⅡ102号
債務者　松田　純平
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　浩之
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３３号
東京都八王子市西寺方町535番地７
債務者　前島　悠吏
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正俊
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３４号
東京都八王子市戸吹町155番地１パルグレイス206号
債務者　野村　栄一
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部